

特定事業所集中減算に係る Q & A

特定事業所集中減算について、お問い合わせの多いものを中心に掲載しています。

1. 届出書作成・提出について		
1	令和6年度改正において、利用申込者に対する説明が努力義務になりましたが、届出書を作成しなければいけませんか。	左記の改正にかかわらず、全ての居宅介護支援事業所が作成して、2年間保存しなければなりません。
2	紹介率最高法人の割合が80%を超えていませんが、届出書を作成しなければいけませんか。	市への提出は不要ですが、全ての居宅介護支援事業所が作成して、2年間保存しなければなりません。
3	3月（9月）末で廃止予定ですが、届出書を作成しなければいけませんか。	作成し保存することは必要です。 80%を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「3月（9月）末廃止」と記載してください。
4	紹介率最高法人の割合が80%を超えていますが「正当な理由」に該当しています。市への提出は必要ですか。	必要です。届出様式の所定欄に「正当な理由」の項目番号を記載して提出してください。
5	判定期間内に運営法人が変わり、事業所の廃止及び新規指定を行った場合はどうしたらよいですか。	廃止した事業所からの届出は不要です。新規指定後の事業所において、指定を受けた以降の実績を計算してください。
6	①減算なし → 減算あり ②減算あり → 減算なし ③減算あり → 減算あり 上記それぞれについて、提出物を教えてください。	①②「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」 ※「あり」から「なし」になる場合でも提出されなければ引き続き減算になりますのでご注意ください。 ③「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」のみ なお、①③「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は要件を満たさなくなりますので、体制届の提出が必要になります。

2. 計算方法・記載方法について		
1	月遅れで報酬請求をした計画についてはどの月に含めますか。	サービスを提供した月の総数に含めます。
2	介護予防支援や総合事業の事業所分は件数に含めますか。	含めません。
3	入院等の理由により、実績がなかったものについても件数に含めますか。	含めません。
4	一人の利用者が、同月に複数の事業所を利用する場合のケアプラン数はどうなりますか。	一人の利用者につき、ケアプランの数は毎月「1」となります。
5	同法人の複数の事業所を利用している場合はどうなりますか。	「法人の割合」を計算するものですので、複数の事業所を足した法人の割合で計算します。
6	事業所1、事業所2とありますが、上位2つの事業所を計算するということでしょうか。	同一法人の事業所は全てカウントして計算します。3つ以上の事業所を利用している場合は上位2つまで記入し、3つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 別紙」を使用してください。
7	同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。	どちらか1法人を任意で選んで記載し、別紙（任意様式）に他の法人を記載してください
8	通所介護と地域密着型通所介護は、それぞれで計算するのですか。	小金井市では、「通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法」と「地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法」のどちらかを選択していただきます。所定の期間内に作成した居宅サービス計画であれば、どちらを選択していただいても構いません。
9	同一の利用者がA法人とB法人の訪問介護を利用している場合はどのように計算しますか。	訪問介護の利用者100人のうち、A法人のみ利用が80人、B法人のみ利用が15人、両方利用が5人の場合、 A法人は $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$ B法人は $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$ となります。
3. 「正当な理由」について		
1	「正当な理由」が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいでしょうか。	複数の番号を記入してください。

2	利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。	小金井市では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。
3	ひと月でも紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合、減算になりますか。	<p>ひと月だけで判断するのではなく、半年間を通じて判断します。判定期間と減算の適用期間は以下のようになります。</p> <p>【前期】 判定期間 3月分～8月分 減算適用期間 10月分～3月分</p> <p>【後期】 判定期間 9月分～2月分 減算適用期間 4月分～9月分</p>
4	減算になるのは減算の対象となったサービスの利用者だけでしょうか。	1つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について減算になります。